

10. 救助・救護

(1) 救助活動の体制

① 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

② 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、気象庁、火山専門家又は山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

③ 活動基準の設定

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を両県の災害対策本部等の下による協議により設定する。

噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

天候や火山の状態による活動基準

（参考：御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書）

【表 24】

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁が火山活動の監視を行い、異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素 (H ₂ S) :10ppm、二酸化硫黄 (SO ₂) :2ppm

④ 救助活動の範囲

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、気象庁の監視と評価に基づき、火山専門家、地方整備局等からの監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

⑤ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

(2) 住民等の救助活動

① 避難者情報及び要救助者情報の集約・整理

両県、市町村、警察等は、避難行動要支援者を含む避難者情報及び要救助者情報により情報集約・整理を行

い、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 探索・救助活動

両県、市町村、警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報及び要救助者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、探索及び救助活動を行う。

(3) 登山者等の救助活動

① 避難者情報及び要救助者情報の集約・整理

両県、市町村、警察等は、登山届等と火口周辺施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報及び要救助者情報を照合することにより情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 探索・救助活動

両県、市町村、警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された避難者情報及び要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、探索及び救助活動を行う。

(4) 医療活動

両県、市町村は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。

また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。